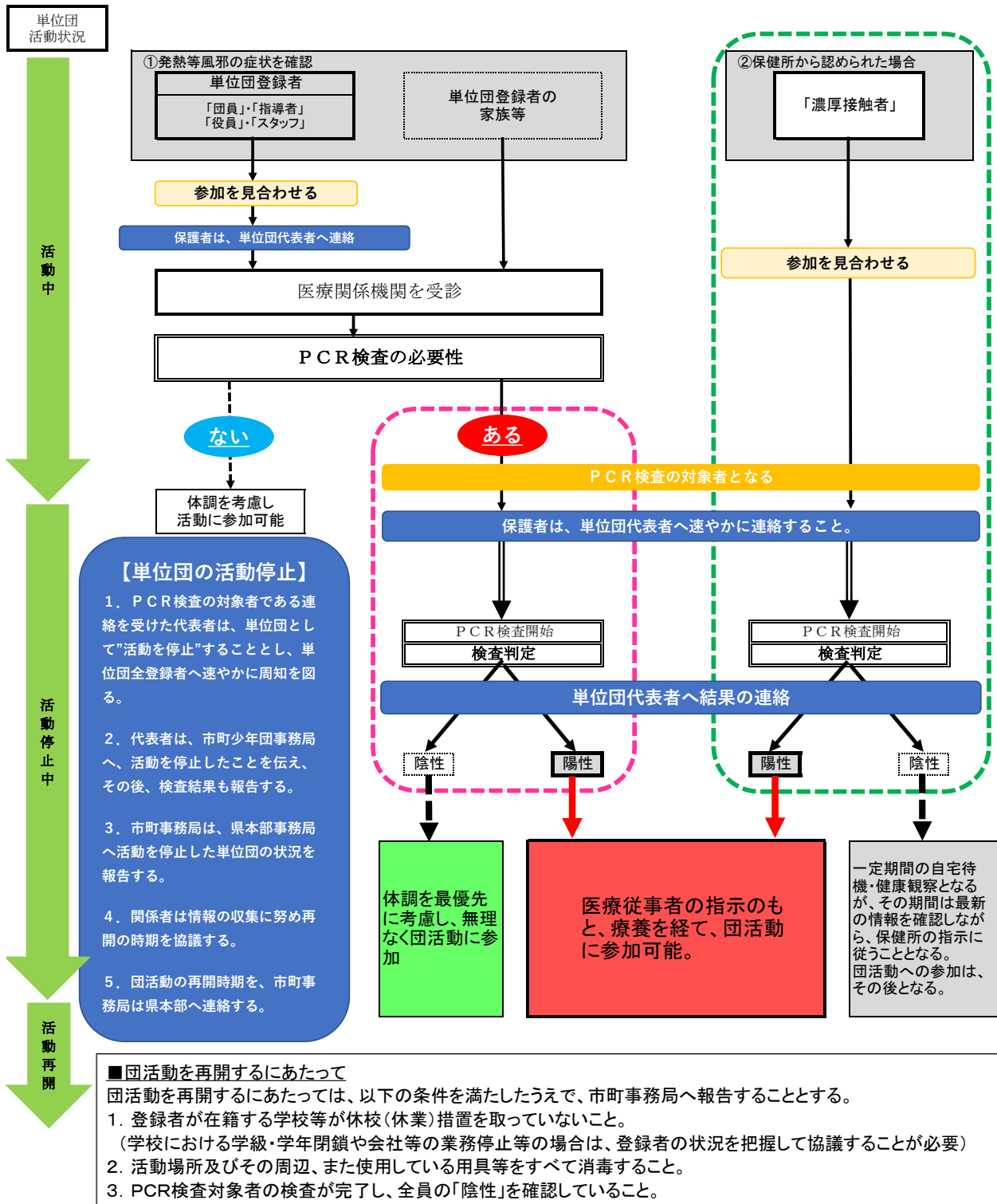


岐阜県スポーツ少年団 新型コロナウイルス感染症への対応 フロー図

単位団関係者(「団員」や「指導者」・「役員」・「スタッフ」、また「その家族等」)が、下記①あるいは②の状況を認めた場合には、以下のフロー図に従い対応を図ることを基本とする。
その他、各市町村の方針を基に、必要に応じて所属する市町事務局と相談し、適切な対応を図ること。

- ①発熱等風邪の症状を確認した場合。
- ②保健所から、濃厚接触者として認められた場合。



★感染症の感染状況は、日々変化し続け、個人の様々な生活行動やその様式が複雑に関係していることから、活動の停止や再開についての判断は非常に難しい。そのため、市町事務局及び県本部は、単位団代表者等と適切に協議することが望まれる。